

= はじめに =

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

= 目 次 =

1. 重大事故情報 = 6件 (5月13日～5月19日分)
 - (1) 乗合バスが対向してきた軽トラックと衝突した事故
 - (2) 乗合バスが高速道路上の男性を撥ねた事故
 - (3) 貸切バスが転倒したオートバイの運転者と接触した事故
 - (4) タクシー運転者が救護義務違反の疑いで逮捕
 - (5) タクシーが誤ってアクセルを踏みこみ店舗に衝突した事故
 - (6) トラック運転者が酒気帯び運転の疑いで逮捕
2. 5月1日からアルコール検知器使用が義務化されました。
3. 安全対策に対する国の補助制度(平成23年度)(再周知)

【1. 重大事故情報 = 6件】(5月13日～5月19日分)

(1) 乗合バスが対向してきた軽トラックと衝突した事故

5月15日午前9時40分頃、新潟県において、乗合バスが乗客3名を乗せて運行中、対向からきた軽トラックが不審な動きをし、他の車両に接触した後、センターラインを越えて当該バスの直前を横切ったため、当該乗合バスの運転者はハンドルを右に切って衝突を避けようとしたが、当該乗合バスの左前面と当該軽トラックの左前面が衝突した。

この事故により、当該軽トラックの運転者(男性、75才)が死亡した。当該バスの乗客及び運転者に負傷はなし。

事故現場は、片側一車線の道路で、当該軽トラックは、当該バスと衝突後にアーケードの支柱に衝突し、アーケードと当該乗合バスに挟まれた状態で停車した。

なお、当該軽トラックの運転者は、当該バスとの衝突前に死亡していた可能性がある模様。

(2) 乗合バスが高速道路上の男性を撥ねた事故

5月18日午前11時10分頃、東京都の高速道路において、乗合バスが乗客6名を乗せて運行中、道路上にいた男性を撥ねた

この事故により、撥ねられた男性が死亡した。

撥ねられた男性は、この事故の直前に、運転していた乗用車で、前方を走行していた自家用トラックに追突する事故を起こし、当該乗用車を追い越し車線に停車した後、車を降りて、道路の左側に渡ろうとしたところ、走行車線を走行してきた当該バスに撥ねられた模様。

なお、追突された自家用トラックは道路左側の路肩に停車していた模様。

(3) 貸切バスが転倒したオートバイの運転者と接触した事故

5月19日午前8時45分頃、兵庫県のトンネル内（有料道路に合流する一車線の道路）において、貸切バスが走行中、当該バスの左側を走行していたオートバイが転倒した後、当該オートバイの運転者が道路を滑りながら当該バスの左側と接触した。

この事故により、当該オートバイの運転者は頭部を打ち死亡した。

事故当時、当該オートバイは、道路左側のゼブラゾーン上を走行していたが、ゼブラゾーン上の障害物を回避しようとして転倒した模様。

(4) タクシー運転者が救護義務違反の疑いで逮捕

5月14日午後6時15分頃、沖縄県の丁字路交差点において、タクシーが左折しようとしたところ、当該タクシーの左後方の歩道から道路を横断しようとした自転車と接触した。

この事故により、自転車に乗っていた中学生は転倒したが、当該タクシーは、事故現場から逃走した。転倒した中学生は、頭部打撲で全治3、4日の軽傷を負った。

目撃者の証言により、17日午後6時55分頃、タクシー運転者が、当該事故における自動車運転過失傷害、道路交通法違反（救護義務）の疑いで逮捕された。

(5) タクシーが誤ってアクセルを踏みこみ店舗に衝突した事故

5月16日午後7時5分頃、沖縄県において、タクシーが乗客2名を乗せて運行中、道路右側の駐車場で当該乗客を降車させるため、右折して徐行にて当該駐車場へ進入しようとしたところ、ブレーキをかけようとした際に、誤ってアクセルを踏みこんだため、当該タクシーは加速して店舗に衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客1名が上腕骨折の重傷、もう1名が軽傷を負った。

事故当時、事故現場では、歩道の拡幅工事により約20cm下がった段差があったが、降雨による冠水のため、当該タクシーの運転者はこれに気付いていなかったことから、当該タクシーが段差を通過した時のショックに驚き、ブレーキを踏もうとした模様。

なお、当該タクシーに備えられたドライブレコーダによると、当該タクシーの右折時の速度は、時速約10kmだった模様。

(6)トラック運転者が酒気帯び運転の疑いで逮捕

5月15日午前1時55分頃、福岡県において、大型トラックが道路左側の標識及びブロック塀に接触しながら走行し、電柱に衝突した。

事故後、警察による現場検証で、当該トラックの運転者が酒気を帯びていることが判明したため、当該トラックの運転者は酒気帯び運転の疑いで逮捕された。

この事故による負傷者はなし。

当該トラックの運転者は、5月10日に営業所を出発し、埼玉県、栃木県、広島県を經由し、15日に営業所に帰庫する予定であり、14日午後3時20分に実施した中間点呼の際の、携帯型のアルコール検知器を用いた酒気帯びの確認では、異常なしとの報告であった模様。

【 2 . 5月1日からアルコール検知器使用が義務化されました。】

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正等により、本年5月1日から、自動車運送事業者の点呼において運転者の酒気帯びの有無の確認を行う際に、アルコール検知器を使用することを義務化しました。

アルコール検知器義務化の詳細については、下記URLをご覧ください。
(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000038.html)

対象となる事業者

- 一般旅客自動車運送事業者
- 特定旅客自動車運送事業者
- 一般貨物自動車運送事業者
- 特定貨物自動車運送事業者
- 貨物軽自動車運送事業者
- 特定第二種貨物利用運送事業者

【 3 . 自動車運送事業者における事故防止対策の支援のための補助制度 (平成23年度)(再周知)】

自動車運送事業者における交通事故防止の取り組みを支援するため、衝突被害軽減ブレーキ等の導入、運行管理の高度化及び社内安全教育の実施に対して、国から補助金を交付します。

概要は次のとおりです。

1 . 実施する補助事業

(1) 先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援

以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。

被害軽減ブレーキ

ふらつき注意喚起装置

車線逸脱警報装置

車線維持支援制御装置

車両横滑り時制御力・駆動力制御装置

(2) 社内安全教育の実施に対する支援

自動車運送事業者が事故防止のための社内安全教育を実施する際に外部専門家によるコンサルティングを利用する場合に対して補助を行います。

2 . 補助制度の内容

補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきましては、下記のとおりです。

(1) 先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援 : 国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_23.html)

(2) 社内安全教育の実施に対する支援 : 国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000010.html)

3 . 補助制度の交付申請受付期間

交付申請受付期間につきましては、下記のとおりです。

(1) 先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援 :

平成23年4月1日 ~ 平成24年1月31日

(2) 社内安全教育の実施に対する支援 :

平成23年5月23日 ~ 平成23年7月1日

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp > までお寄せください。

よくある質問 (配信登録の解除方法等)

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

【参考】

* 自動車交通局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。